

## ◎成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律

(平成二八年四月一三日法律第二七号) (衆)

### 一、提案理由 (平成二八年三月二四日・衆議院本会議)

○西村康稔君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、成年後見の事務がより円滑に行われるようにするため、成年後見人が成年被後見人に宛てた郵便物等の転送を受け、これを開いて見ることができることとするともに、成年被後見人の死亡後の相続財産の保存に必要な行為を行うことができることとする等の措置を講ずるものであります。

本案は、昨日、内閣委員会において、賛成多数をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

### 二、参議院内閣委員長報告 (平成二八年四月六日)

○神本美恵子君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案は、成年後見の事務がより円滑に行われるようにするため、成年後見人が成年被後見人に宛てた郵便物等の転送を受け、これを開いて見ることができることとするともに、成年被後見人の死亡後の相続財産の保存に必要な行為を行うことができることとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、衆議院内閣委員長西村康稔さんより趣旨説明を聴取した後、現行の成年後見制度と障害者権利条約との整合性、成年後見制度の当事者からの意見聴取の有無、成年被後見人等の意思決定を支援する制度の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

…………… (略) ……………

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党の山下理事より両法律案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、成年後見制度の利用の促進に関する法律案の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正す

る法律案について採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

…………… (略) ……………

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。